

島根原子力発電所 廃止措置実施方針の概要

1. 廃止措置実施方針について

平成29年4月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改正され、発電用原子炉設置者等は、原子力施設の解体その他の事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針（以下、「廃止措置実施方針」という。）を作成し、公表することが義務付けられた。

廃止措置実施方針は、施設の稼働停止から廃止へのより円滑な移行を図るために作成等が義務付けられているものであり、当社としては、法の趣旨を踏まえ、施設の運転中から廃止措置を十分に考慮しながら施設を管理・運営し、廃止措置の実施に必要な準備を進めてまいる。

《制度概要》

- ・発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転を開始しようとするとき（発電用原子炉の設置の許可を受けた後）は、廃止措置実施方針を作成し、公表しなければならない。（既に設置の許可を受けている場合は、平成30年12月末を期限に作成・公表）
- ・廃止措置実施方針は、発電用原子炉ごとに作成する。
- ・廃止措置実施方針の公表は、インターネットの利用により行う。
- ・廃止措置実施方針の記載内容に変更があった場合は、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針の公表を行う。また、廃止措置実施方針の公表後、少なくとも5年ごとに見直しを行い、必要があると認めるときは変更する。

2. 島根原子力発電所の廃止措置実施方針の概要

2号機および3号機の廃止措置実施方針の概要は以下のとおり。廃止措置実施方針の作成にあたり、公表時点で具体的に記載することが難しい項目については、廃止措置を開始するまでに検討する。

なお、1号機の廃止措置実施方針は、認可を受けた廃止措置計画を廃止措置実施方針として使用する旨を記載している。

【解体対象施設およびその解体の方法】

- 解体の対象となる施設は、設置の許可を受けた2号機および3号機の施設全て。
- 廃止措置の実施にあたっては、安全確保を最優先に、放射線被ばくの低減、放射性物質の外部への漏えい防止等の措置を講じ、関係法令等の要求を満足するよう行う。

【核燃料物質の管理および譲渡し】

- 使用済燃料は譲渡しまでの期間、設置の許可を受けた使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。
- 使用済燃料は再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲渡す。

【汚染分布と汚染の除去】

- 汚染の分布はモデルプラントにおける評価結果を基に推定している。今後、施設の汚染状況の調査により、評価の見直しを行う。
- 除染は各除染対象設備に応じた合理的かつ適切な方法で行う。

【廃棄物の発生量およびその廃棄】

- 放射性廃棄物は、関係法令等に基づき適切に処理、貯蔵保管等を行う。
- 放射性固体廃棄物の推定発生量は、モデルプラントにおける評価結果を基に算定する。
- 放射性固体廃棄物の廃棄にあたっては、汚染レベル別に区分し、廃止措置が終了するまでに廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄する。また、放射性物質として扱う必要のないものは、必要な手続き等を経て、可能な限り再生利用する。

【放射線被ばくの管理】

- 施設周辺の一般公衆および放射線業務従事者の受ける放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低くする。
- 施設の汚染状況の調査結果等を踏まえ、放射線業務従事者の被ばく評価および周辺公衆の平常時の被ばく評価を行う。

【事故時の被ばく評価】

- 廃止措置の段階に応じた敷地境界外における周辺公衆の事故時の被ばく評価を行う。

【施設の維持管理】

- 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備は、廃止措置の各種作業の安全確保のために、必要な期間、必要な機能および性能を維持管理する。

【廃止措置に要する費用およびその資金の調達方法】

- 原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設解体に要する費用の総見積額を算定する。
- 廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。

【実施体制】

- 保安規定において保安管理体制を定め、保安管理業務を円滑かつ適切に実施する。

【品質保証計画】

- 保安規定において品質保証計画を策定し、原子力品質保証規程等により廃止措置に関するプロセスを明確にし、原子力安全の達成・維持・向上を図る。

【工程】

- 廃止措置は段階的に、30～40年程度かけて進めて行く予定。